

福祉民生常任委員会会議録

平成24年7月2日

北見市議会

午前 9時59分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

本日も暑くなることが予想されますので、上着は随時脱いでいただいて結構でございます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(似内次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査については配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、市民環境部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(皆川部長) おはようございます。よろしくお願いいたします。今定例会におきましてご審議いただきます議案第1号平成24年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部からは環境課が所管いたします寄附金及び合併処理浄化槽設置整備事業補助金のほか合同納骨塚建設工事にかかわります補正を初め、廃棄物対策課が所管しております寄附金について補正計上させていただきました。

次に、議案第3号北見市印鑑条例の一部を改正する条例について及び議案第5号北見市手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるなどの住民基本台帳法の一部を改正する法律や入管法等改正法、外国人登録法の廃止等が平成24年7月9日に施

行されることに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○(松崎課長) それでは、環境課が所管いたします補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入でございますが、衛生費国庫交付金では、合併処理浄化槽の整備に係る国からの循環型社会形成推進交付金40万2,000円を補正計上させていただきました。

次に、衛生費寄附金では、北見市大正の北田治雄様より100万円の寄附をいただいたものでございます。

続きまして、資料2ページをごらん願います。歳出でございますが、環境衛生総務費の合併処理浄化槽設置整備事業費では、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道が未整備地域の世帯を対象に合併処理浄化槽の設置整備に際し補助を行っておりますが、当初予算額を上回る要望が寄せられておりますことから、所要額234万3,000円を追加補正させていただくものでございます。

次に、霊園墓地費の北見ヶ丘霊園整備事業費では、合同納骨塚の建設に当たり市民の反響なども考慮し、納骨する際の利便性をより向上させる観点から、資料3ページの図面をごらんいただきたいと存じますが、お骨の投入口について予定しておりました石のふたによる形態を図面にお示しのような立体的なつくりの投入口に改めるなどの追加整備をいたしたく所要額を追加計上させていただきました。

以上でございます。

○(岩谷課長) 次に、廃棄物対策課所管の補正予算案について説明いたします。

委員会資料4ページをごらんください。17款寄附金でございますが、レジ袋削減に係る収益金を環境保全のためといたしまして本年5月にイオン北海道

株式会社様より18万5,373円、北見市職員福利厚生会様より715円の寄附がございましたので、環境事業費寄附金として環境・緑化基金へ積み立てるべく補正計上させていただくものであります。

以上でございます。

○（今田課長） 戸籍住民課所管にかかわります条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

委員会資料5ページをごらんいただきたいと存じます。北見市印鑑条例の一部改正についてでございますが、印鑑の登録は北見市印鑑条例等により規定され、住民基本台帳の記録及び外国人登録原票の記載に基づき登録事務を行ってまいりました。7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、外国人住民は日本人住民と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、また新たな在留管理制度が始まり、外国人登録法がなくなります。このため、総務省自治行政局から通知された7月9日から改正される印鑑登録証明事務処理要領に基づき、外国人登録の文言の削除、外国人住民に係る規定の用語整理など、所要の整理を行うために改正いたしたくご提案をさせていただきました。

次に、委員会資料10ページをごらんいただきたいと存じます。北見市手数料条例の一部改正についてでございますが、同様に外国人登録法が廃止され、改正入管法が施行されることに伴い、外国人登録原票は法施行後速やかに法務大臣に送付することとされておりますことから、資料左欄、現行（5）、その他の手数料の表中、7、外国人登録法の規定に基づく登録原票の写しまたは登録原票に登録した事項に関する証明書の交付について削除するものでございます。外国人住民についても、日本人住民と同じく住民票の写しが交付されることとなるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 条例の関係の議案第3号、それから議案第5号にかかわってなのですけれども、当然入管法だとか住民基本台帳法の改正に伴って必要な文言の整理なり、法に基づいて具体的なことを実施していくということで、今回市がこういう提案をするということについては十分理解をいたします。ただ、1点言っておきたいのは、私どもはそもそも今回の条例提案のもとになっている部分といいますか、入管法、それから住民基本台帳法の関係でいえば、要するに在留カードにいろいろ必要な情報というのは記載されているわけですが、これは省令によっていろいろなことが加えられるという可能性があるという意味では、個人のいろいろなプライバシーにかかわるものまで記載される可能性があるということ、それからそれを総務省、国が一元管理をするということで、そういう点では非常に問題がある法改正ではなかったのかと思っております。その一元管理で例えば警察など関係行政機関がその情報を利用できるということになってくれば、外国人の方の人権上の問題でもやはり非常に大問題ではないのかということで、この基本になるものについては私たちは認めるわけにはいかないという立場は改めて表明しておきたいと思うのです。ただ、そこに従って今、先ほど言いましたけれども、市が必要な条例の文言整理で出したということについては理解をしたいと思います。

その上で、ただ1点だけ確認をしておきたいのですけれども、この入管法、それから住民基本台帳法の改正のときにも国会での議論でも出ていましたし、それからその後に総務省の通知も出ていたと思うのですけれども、基本的にこのことによって行政サービスを受ける対象を変更するものではないと。北見市としてやはり基本的にその立場で今後、この市民環境部だけにかかわらない問題もいろいろあると思うのですけれども、基本的なスタンスとしてその部分を確認しておきたいと思うのですけれども、そ

の点いかがでしょうか。

○（合田委員） 3ページに合同納骨塚の平面図等出ておりますけれども、以前もこの合同納骨塚の発表がありましたときに自治会のほうからいつごろできるのかとか、幾らなのかとか問い合わせがありまして、関心の高さを感じたのですが、またこのような図面が出ると、こんな質問も出るのかと思ってお聞きしたいと思ったのですけれども、この合同納骨塚に投入するとき、受け付け体制というのはきちんとあるのですね。それで、投入する人というのはだれなのかとか、それぞれ勝手にやるとか、そのあたりです。それから、骨をこの投入口から入れるときどのような状態で投入されるのか、例えば袋に入っているとか、その2点をお聞きしたいと思いません。

○（高橋委員） 私も確認させてください。合同納骨塚の追加整備は、納骨する際の利便性の向上ということで追加をやるのだということなのですから、これは寄附金をいただいたということも重なっているのかとは思いますが、この利便性を向上させるためということ、要するに使いやすくすることなのではないでしょうか。たまたま財政的な部分なのか、寄附金をいただいたから利便性を向上するためにぼんと追加する考えなのか、そこら辺のところを予算の執行を含めてどのようにとらえたらいいのかということを確認させていただきたいのです。

それともう一つ、4ページの寄附金の関係ですけれども、環境・緑化基金に積み立てということなのですから、現在の環境・緑化基金の金額がわかれば、参考までにお示ししたいと思いません。

○（今田課長） 所管外の部分については、私どもが申し述べる立場にはありませんが、住民基本台帳法の適用に加えるということで、外国人の方が住民基本台帳に日本人と一緒に記載され、外国人の方が一緒に載った住民票がもらえるようになる、それか

ら改正入管法によって1つ市役所で手続きをしなくても済むようになった利便性は認められると考えておりまして、ご理解をいただきたいと思いません。

○（松崎課長） 合田委員からご質問いただきました合同納骨塚の受け入れ体制についてでございますけれども、受け入れを希望され申請される方の申し出によりましてまず受け付けをさせていただきます。そして、私ども市の職員なり管理人が立ち合わせていただいた中でお骨を入れていただくという受け入れ方を考えております。また、お骨につきましてはこの受け入れ口からお骨そのものを骨箱なり骨つぼからあけていただくような形での受け入れを考えさせていただきます。

それから、高橋委員からご質問いただきました今回の追加補正の考え方でございますけれども、私どもでも当初予算の中で考えておりました方法、いろいろ検討はさせていただいたのですが、当初予算の協議の中でこの受け入れ口につきまして特に簡易なといいますか、石のふたをあげ閉めするというつくりのものを当初考えておりましたわけでございます。その後、市民に使用料をいただいでご利用いただくといったことで市民の反響、いろいろご意見もいただきましたので、この機会にもう少し利便性を向上することができないかといういろいろ検討させていただいておりました。そして、既定予算の北見ヶ丘霊園整備事業費の中で何とかやりくりする方法がとれないかということもいろいろ検討させていただいたところでございますけれども、その中でちょうど寄附というお話もいただいたということもございまして、全体的な予算に充当させていただく中で今回全体的な利便性を高める追加工事をやらせていただきたいというところでございます。

○（岩谷課長） 環境・緑化基金の現在の積み立て額ということでございますけれども、環境整備、廃棄物対策関連のレジ袋削減に係る寄附金の積み立て状況につきましては55万1,697円がイオン北海道様よりこれまで4年間の積み立ての合計でございます。

それと、福利厚生会様からの4年間の積み立てが5,700円ということでございます。

以上でございます。

○(皆川部長) 熊谷委員の市の基本的スタンスは変わっていないのだろうかという部分にかかわりまして、基本的には住民基本台帳法の法の趣旨、今回の改正に基づいた取り扱いについて、いわゆるカードや何かの利便性の向上は図られるということで、明らかにそこは利便性を向上させるということでございますけれども、それ以外の部分について内容的には今後省令等で確かに追記される部分というのがあるとはお聞きしておりますけれども、今のところ法の改正趣旨として取り扱いは利便性の向上のほか特段変わるわけではないと伺っております。市といたしましては、そういった法の趣旨に照らして適切な運用をしてみたいと考えております。所管にかかわりまして特段取り扱いが急激に変わることとは現在のところ想定しておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(藤田部長) おはようございます。それでは、本定例会に提案し、当常任委員会に付託されております議案第1号平成24年度一般会計補正予算のうち保健福祉部所管の補正予算について並びに議案第6号、議案第7号の条例の一部改正と報告案件について審査をお願いしたいと存じますが、私からその主

なものについてご説明させていただきます。

補正予算にかかわりまして、介護福祉課所管では、小規模多機能型居宅介護事業所などのスプリングラーの整備、火災報知設備、共生型施設整備などに係る補助金について補正計上いたしました。

また、報告第2号につきまして、平成24年度介護保険特別会計について、平成23年度の出納閉鎖に伴い、歳入が歳出に対して不足となりましたので、平成24年度の歳入を繰り上げ充用によります専決処分とさせていただきますので、ご承認をお願いするものでございます。

次に、子ども支援課所管では、本年4月から児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、子ども手当が児童手当に名称が変更となりましたことから、関係予算の組み替えをするものでございます。

次に、保育課所管の保育所費では、市立南保育園の民間移管に伴い、社会福祉法人が実施する園舎移転改築事業にかかわる建設用地整備費及び事業費補助金をそれぞれ補正計上いたしました。

次に、議案第6号北見市長寿祝金及び祝品条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第7号北見市子育て相談センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、留辺薬子育て相談センターを10月17日から開設することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当の室長、課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(駒井課長) 私から介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

初めに、委員会資料2ページをお開きください。地域密着型サービス施設整備事業費補助金ですが、グループホームなどの小規模社会福祉施設につつま

して防火安全対策の観点から消防用設備の設置基準が見直され、スプリンクラー設備の義務が課せられております。市内30カ所すべてのグループホームにつきましては、昨年度まで設置が完了しております。平成24年度から道の補助要綱が見直され、要介護3以上の方が宿泊する小規模多機能型事業所も補助対象に追加されましたので、今回3カ所についての補助金と火災報知設備2カ所を含めまして1,511万3,000円を補正計上いたしました。また、次の共生型施設整備事業費補助金につきましては、高齢者・障がい者、子供の支援等のための施設整備の補助金といたしまして前年度繰越事業の事業所開設準備費を合わせまして3,600万円を計上させていただいたものであります。なお、両事業は、それぞれの限度内におきまして10分の10が国庫補助、道補助金となっているものでございます。次に、過年度精算返還金につきましては、東陵町にありますグループホームが入居者の安全性を考慮し、建てかえたため、スプリンクラーの財産処分に伴います国庫補助金の返還金として321万3,000円を計上させていただきました。

次に、1ページに戻っていただきまして、一般会計の歳入では、高齢者福祉費の歳出補正に伴いまして国及び道の交付金、地域密着型サービス事業所からの返還金につきましてそれぞれ同額を補正計上いたしました。

次に、委員会資料4ページをお開きください。介護保険特別会計に係ります専決処分についてご説明させていただきます。平成23年度の決算におきまして介護保険給付費につきましては、制度上5月末までの出納整理期間いっぱいまで待つて数値の確定を行いますが、歳出合計が歳入合計を上回ることとなりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分による繰り上げ充用の措置を行ったものであります。

なお、資料3ページの歳入につきましては、歳出に要した所要額が過年度追加交付金として今年度交付されますことから計上しているものでございます。

私からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(三樹室長) それでは、子ども支援課所管の補正予算につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料により説明をさせていただきます。

さきの5月16日開催の福祉民生常任委員会にてご説明させていただきましたが、平成24年4月1日に児童手当法の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、名称がこれまでの子ども手当から児童手当に変更となりました。なお、支給額は従前と同様でございます。

まず、委員会資料7ページをお開きください。このことに伴いまして、歳出、子ども手当支給経費17億1,734万1,000円を減額し、同額を児童手当支給経費として補正計上するものです。

委員会資料、戻りまして5ページをお開きください。歳出に伴います歳入の国庫負担金でございますが、児童手当の国負担率が減少となりましたことも含めまして、子ども手当負担金12億8,043万1,000円を減額し、11億8,206万9,000円を児童手当負担金として補正計上するものです。

委員会資料6ページをお開きください。5ページ同様、歳入、道負担金でございますが、北海道と市の負担割合が変更となりましたこともあわせまして、子ども手当負担金2億2,480万円を減額し、2億7,393万5,000円を児童手当負担金として補正計上するものです。

以上、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(堀越課長) おはようございます。それでは、私から保育課所管の補正予算案につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料8ページをごらんください。資料中段、歳出、保育所費の南保育園移転用地等整備事業費及び南保育園移転改築事業費補助金でございますが、

平成25年度より社会福祉法人へ移管が予定されております南保育園の建設予定地内における立ち木の伐採、抜根及び遊具等の撤去工事等に要する設計委託費、工事費合わせまして546万円を補正計上させていただきました。また、社会福祉法人が実施する南保育園移転改築事業に対する助成でございますが、北海道子育て支援対策事業費補助金を財源とし、間接補助事業として助成するため、補助基準額の2分の1以内、7,743万9,000円を計上させていただき、さらに北見市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱に基づく助成といたしまして1億6,675万5,000円、合わせまして2億4,419万4,000円を補正計上させていただきました。

北海道からの歳入につきましては、資料8ページ上段に児童福祉費補助金として7,743万9,000円を補正計上させていただいております。

南保育園移転改築事業に係るスケジュールにつきましては、現在社会福祉法人が8月中旬をめぐりに新園舎に係る実施設計の策定作業を進めております。建設予定地に係る用地整備事業につきましては、8月下旬終了を予定し、新園舎建築工事につきましては9月上旬から2月下旬を予定しているところでございます。また、新園舎の構造でございますが、建設予定地において園庭スペースなどを考慮した場合、園舎は2階建て構造となる予定でございます。この場合、厚生労働省令により保育室などを2階に設けた場合の建物構造は耐火構造物となるところでございますが、内装等につきましては北見市地域材利用推進方針に基づき地域材を活用し、木質化を図ってまいりたいと考えております。

次に、委員会資料10ページをごらん願います。議案第7号北見市子育て相談センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域の子育て環境が大きく変化している中、留辺蘂自治区内におきましても子育て家庭の一層の孤立化や子育てに不安のある保護者の相談などに対応できる子育て支援事業が求められているところでございます。これら

の地域要望に対応すべく、北見市留辺蘂子育て相談センターを本年10月17日からの開設に向けまして現在さかえ保育園の一部を改修するなど準備を進めており、このことに伴い、北見市子育て相談センター条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（大栄課長） それでは、私から議案第6号北見市長寿祝金及び祝品条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料9ページをごらんください。住民基本台帳法の一部を改正する法律が7月9日に施行され、外国人登録法に伴う事務が廃止されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

私からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案7件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成し、7月5日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、市民環境部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（皆川部長） それでは、市民環境部で所管しております友好都市ポロナイス市との40周年記念事業並びに姉妹都市バーヘッド町との20周年記念事業につきまして、詳細を担当主幹からご報告申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○（塩浜主幹） それでは、まず北見市・ポロナイス市友好都市提携40周年記念事業につきましてご報告いたします。

委員会資料1ページをごらんください。北見市とポロナイス市は、昭和47年8月13日、友好都市を締結して以来、本年で40周年を迎えます。これまで青少年スポーツ交流を初め、児童・生徒の絵画交換など文化交流や両市の親善協会による相互交流を中心に幅広い分野での交流が継続されていることから、今後なお一層の交流発展を図るため友好都市提携40周年記念事業を実施するものであります。本周年事

業につきましては、友好都市交流の先導的役割を果たされている北見日ロ親善協会及びポロナイス市側とも協議をしながら実施内容について検討してきたところでございます。事業内容につきましては、資料中の2に記載のとおりでございますが、7月26日から31日までの期間、公式訪問団といたしまして副市長、市議会議長及び随員職員の3名が、また文化交流団といたしまして大正琴奏者7名がポロナイス市を訪れ、記念式典や祝賀会への出席と大正琴の演奏会などを行って来ることとなっております。さらには、資料中の3の関連事業といたしまして、北見日ロ親善協会とポロナイス市北見友好協会主催により第13回友好・親善に関する日ロシンポジウムが友好親善交流、文化交流などをテーマに本年ポロナイス市において本周年事業と同時開催されますことから、北見日ロ親善協会より3名の会員の皆様も同行されますので、今回は全体で13名での訪問団となります。また、このほか姉妹提携を結んでいる北見わかば幼稚園とポロナイス市第一幼稚園の園児同士の作品交換も周年事業の一環として実施することとなっております。なお、これまでの周年事業の経過につきましては、資料中の4に記載のとおりでございます。

続きまして、北見市・バーヘッド町姉妹都市提携20周年記念事業につきましてご報告いたします。委員会資料2ページをごらんください。北見市とバーヘッド町は、旧常呂町時代の平成3年7月4日に姉妹都市提携を結んで以来、平成23年で姉妹都市提携20周年を迎えました。これまで児童・生徒や高校生の派遣交流を初め、文化交流、留学生の相互交流を中心に幅広い分野での交流が継続されております。今後なお一層の両都市間の交流発展を祈念し、本年姉妹都市提携20周年記念事業としてバーヘッド町からの訪問団を受け入れるものでございます。なお、本周年事業は、昨年の8月受け入れ実施を予定しておりましたが、東日本大震災の影響によりバーヘッド町から翌年に延期したい旨の申し出を受けての本

年度実施であります。本周年事業の企画、実施に際しましては関係諸団体による実行委員会において検討いただきながら準備を進めているところでございます。事業内容といたしましては資料中の2に記載のとおりでございますが、記念式典、祝賀会を初め、市長、市議会の表敬訪問、これまでの交流の振り返りと今後の展望を話し合う姉妹都市交流ミーティング、ところふるさとまつりへの参加、常呂高等学校の訪問、市内視察見学などを予定しております。また、滞在期間中はホームステイなどにより日本の生活を体験していただくとともに、地域の皆様との交流も深めていただくことになっております。バーヘッド町との周年事業に関しましては、今回が合併後初の受け入れ事業となりますことから、相手都市の意向やこれまでの経緯を尊重しつつ、視察見学では市内全体を見ていただいたり、一部常呂自治区以外でのプログラムを設けるなど、新北見市としておもてなしをさせていただこうと考えております。いずれにいたしましても、両都市にとりましてさらなる友好親善の機会となりますよう有意義な周年事業にしたいと考えております。なお、これまでの周年事業の経過につきましては、資料中の3に記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時39分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。